

平成29年度事業計画

I 基本方針

国の障がい者施策は、障がいがある人の支援サービスの利用内容や量を行政が決定する「措置制度」から、平成15年に支援費制度が導入されたことによって、利用者が支援サービスを選択・決定する「契約制度」へ移行してきました。

しかしながら、導入後には、サービス利用者の増大や財源問題、障がい別間の格差、サービス水準の地域間格差など、新たな問題が生じたことから、平成18年に「障害者自立支援法」が施行され、サービスの内容や利用方法を一元化するとともに、障がいの状態を示す共通の尺度として、障害支援区分が導入され、支給決定のプロセスが明確化されました。

また、安定的な財源確保のため、国が費用の2分の1を負担する仕組みや、サービス量に応じて利用者負担が導入されましたが、その後の見直しで利用者負担については、軽減策が講じられました。

さらに平成25年に障がい者を権利の主体と位置付けた基本理念を定め、障がい者を定義する範囲や難病がある人も対象にするなどの改正が行われ、「障害者総合支援法」が公布されました。

なお、公布にあわせて3年後の見直しとして、「改正障害者支援法」は、①施設入所支援や共同生活援助利用者を対象とした、円滑な地域生活に向けた相談・援助等を行う自立生活援助サービスの新設、②就業に伴う生活面の課題に対応するため、事業所と家庭等の連絡調整等の支援を行う就労定着支援サービスの新設、③障がい福祉サービス利用の低所得高齢障がい者が引き続き障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用した場合、利用者負担を障害福祉制度から軽減する仕組みなど平成30年4月1日から施行されます。

特に、平成30年4月に予定されている報酬改定については、法人の経営にどのような影響を及ぼすのか注視していかなければなりません。

平成29年4月からの社会福祉法改正に伴う社会福祉法人の制度改正については、法人の経営について、事業の透明性や公益法人としての組織の在り方などが大きく変わります。

その概要については、評議員会では任意設置の諮問機関から法人運営の基本ルールを決定する必置の議決機関へ、理事会では業務執行の意思決定機関と位置づけ理事長の権限の範囲を明確にし、理事・理事長に対する牽制機能を働かせ、監事では権限、義務及び責任を法律上規定し、評議員会、理事長・理事会及び監事の組織が互いに牽制機能を果たすことで、公益性を担保する経営組織とされました。

事業の透明性では、定款や計算書類は何人でも閲覧の請求ができ、評議員及び法人の債権者はその抄本の交付を請求することができます。また、これまで公開してきた事業報告や決算書類のほか、定款や役員及び評議員の報酬の支給基準などもインターネット等で公表します。この手段として平成29年4月1日から法人のホームページを一新し、内容・表記を充実します。

また、今回の制度改正で社会福祉法人が保有する全ての財産から、事業継続に必要な財産の額を控除した残額を福祉サービスに再投資可能な財産額として位置づけて、社会福祉充実

計画の実施費用に充てなければならないとされました。

この社会福祉充実計画は、平成28年度決算で社会福祉充実残額が生じた法人が、作成することになります。

当法人の平成28年度決算において社会福祉充実残額が生じた場合は、喫緊の課題として保護者からも要望されている新たなグループホームの建設、パン製造機械の老朽化による更新及びパン作業場の衛生環境整備、椎茸ハウスの移転などの事業を計画として考えています。

くすの木園の支援サービスでは、生活介護支援事業は、平成28年度に改修した作業場の2階を活用して、生産活動中心とした事業から、機能訓練を充実し身体機能の維持に努めていきます。

一方、就労継続支援B型事業は、加齢による利用者の体力低下に対応した新たな支援メニューについて早急に調査し、実施可能なものから取り組みます。

平成29年度末には職員2名が定年退職するため、支援サービスに支障がないように、新卒に限らず経験者を含め職員の確保につとめます

以上のような基本方針や諸課題を踏まえ、平成29年度においては、①利用者個々の状態に応じたサービスの提供、②就労及び地域社会での生活に必要な知識や能力の向上及び施設外実習の確保、③支援サービスの見直し及び特定相談支援事業などによる利用者の確保④利用者の状態に応じた仕事の確保、⑤職員のスキルアップのための研修機会の確保の5つを掲げ、利用者、事業者及び職員の視点から施設運営の安定化と健全な経営を目指し以下の事業計画を進めます。

II 法人の運営

1. 評議員会・理事会について

法人の議決機関であります評議員会及び法人の業務執行の意思決定機関である理事会を定款の定めに従い定期的に年2回（3月・5月）開催します。また、必要に応じて適宜開催します。

2. 監事監査について

社会福祉法第45条の28及び定款第34条の規定による事業報告及び決算の監査を実施する他、社会福祉法第45条の18及び定款第20条の規定に基づき、監事はいつでも必要に応じて、理事及び職員の業務の執行の状況及び法人の財産等の状況について監査を実施し、その結果を評議員会・理事会等に報告します。

また、監事監査のほか会計事務所に外部監査を委託し、毎月指導を受け適正でかつ健全な施設運営のため監査機能の向上に努めています。

さらに平成28年度法人の労務管理について、社会保険労務士により就業規則、職員給与規程等が関係法令に則っているか精査・点検しました。今後も引き続き指導・助言を受け適正な労務管理に努めていきます。

3. 経営基盤の強化について

福祉サービス事業者としての倫理観の醸成、社会福祉法人としての法令の遵守、公益性、施設経営における効率性等について、経営基盤の強化を図るとともに、財務の健全化を図り、将来必要となる資金需要にも計画的に備えてまいります。

当法人の経営の基盤といえる障害支援区分の変更には、最善の情報収集と国の動向にも対処できる手段を講じます。また、くすくすホームの運営方法についても更なる情報等を収集し確実な収支を見極めます。

これからも健全な施設運営を図るため、事業の費用対効果に配慮をしつつ利用者のサービスの低下をきたすことなく、時代のニーズに合った支援サービス事業の検討に着手し、効率的な予算執行を図ります。また、特定相談支援事業や平成29年3月に改修した施設を活用して利用者の状態にあわせた支援に取り組みなど、利用者の増加及び利用者の流出防止等に繋がるよう当法人の特徴ある施策に取り組みます。

III 施設の運営

1. 利用者確保及びサービスの充実について

- ① 生活介護支援事業 定員 28名
- ② 就労継続支援B型事業 定員 22名
- ③ グループホーム 定員 9名
- ④ 短期入所事業 定員 1名
- ⑤ 日中一時支援事業 定員 4名（宗像市及び福津市から受託）
- ⑥ 特定相談支援事業

生活介護支援事業については、生産活動7：機能訓練2：創作活動1の活動割合を見直し、生産活動の割合を減らして、個々の状態により細かくグループ化した支援に切り替えていきます。また、機能訓練を週1回から2回に増やし、平成28年度に改修したアルミ缶作業棟の2階を活用して、より充実した支援に取り組みます。

就労継続支援B型事業については、在宅者はもとより、相談支援員が特別支援学校や近隣の就労移行支援事業所と連携を図り利用者確保に努めます。また生産性のみを重視せず年齢や体力を考慮した支援、活動にも取り組んでいきます。

このような見直しにより、障害の程度が重度な利用者の支援充実を図っていくことを積極的に特別支援学校にアピールすることができ、利用者確保につなげていきます。

今後も、当園の特徴を生かしながら支援サービス内容の見直しや、特定相談支援事業等を活用した利用者確保また、特別支援学校の訪問、関係機関や各種団体及び支援学校保護者に対して広報や交流を積極的に行い利用者の確保に努めます。

2. 組織体制の充実と職員の適正配置と職場の改善について

組織改革の実を挙げるため常に利用者本位の視点に立った福祉サービスが十分に提供できるよう、業務内容、業務量及び利用者の状況等を分析検討し職員の適材適所の配置に

努めるとともに支援事業や事務事業の責任体制と将来の施設経営安定化対策に努めます。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が施行されサービスを提供する職員については、国の人員配置基準を確実に遵守して、2事業（就労継続支援B型及び生活介護）の定数等の検討も視野に入れ更なる充実と強化に努めます。

宗像市より指定を受けた特定相談支援事業も当法人の重要な事業と位置付けており、常勤職員及び非常勤職員の2名体制で、障がい児を含め全ての障がいを対象に福祉サービスの利用が多様に活用できるよう、また利用者の立場に立った支援事業に取り組み、利用者確保にもつなげていきます。また、平成28年9月から東郷駅日の里口に出張相談所を第3木曜日に開設し、相談者の利便性の向上を図りました。今後も利用者の立場に立って事業を進めてまいります。

3. 会議等について

施設の適正な運営と職員の資質の向上を図るため、次の会議を定例的に開催し、指示命令の徹底、情報の共有、意思の疎通を図ります。また、本年度は、支援メニューの見直し等による課題が予想されますので適切な支援計画を策定し、諸問題の整理、研究、協議など、いままで以上に職員の意識改革を進め、福祉専門職としての能力が図られるような会議の開催等に努めます。

- | | |
|-----------------------------------|---------------------------------------|
| (1) 運営会議：毎月第4木曜日 | 理事長・管理者・幹部職員3名 |
| (2) 職員会議：毎月第1及び第3水曜日 | 管理者・職員 |
| (3) ミーティング：毎朝（午前8:30～9:00） | 管理者・職員 |
| (4) くすの木園勉強会 年3回実施
（6月、11月、2月） | 管理者・職員・保護者（適宜） |
| (5) くすくすホーム運営会議：適宜 | 保護者代表・世話人（保健師・看護師）
・夜間支援員・管理者・職員2名 |
| (6) 給食運営会議：年2回 | 委託業者（担当・栄養士・調理員）管理者・職員2名 |
| (7) くすの木園在り方検討委員会 | 職員5名、（毎週木曜日） |

4. 職員の資質の向上

障害者総合支援法の見直し、更には、社会福祉法人制度の改革が示されています。この変革期をチャンスととらえ質の高い福祉サービスの提供を図るため、職員一人一人が意識改革をし、利用者へのサービス提供の在り方に対し、ニーズに対するよりきめ細かな対応、質の高いサービスに対する姿勢や福祉専門職としての自己研鑽に努める必要があります。

このためサービス提供に対する企画・立案や自己啓発、外部研修、研究協議会、他施設との交流などへの参加を積極的に行います。

また、「資格取得奨励金」制度を新設し、社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士の資格取得により自らスキルアップに取り組む職員を応援します。

職員研修については、くすの木園在り方検討委員会で企画し、職員が参加した研修会の

報告による研修及び外部講師による専門研修を実施します。

その他、福祉関係団体等が企画する研修会にも積極的に職員を参加させ資質の向上に取り組めます。

5. くすの木園在り方検討委員会

くすの木園在り方検討委員会は、障害者福祉関係法令の見直しや利用者のニーズの変化に対応するため、くすの木園の将来の在り方を検討し、健全な施設運営を確保することを目的に平成27年8月に設置しました。

今年度、在り方検討委員会では次の項目について取り組めます。

- (1) 送迎ルートを利用者のニーズ等に合せて随時見直し、検討を行っていきます。
- (2) 年に数回、職員による勉強会を実施し、職員の資質の向上に取り組んでいきます。
- (3) くすの木園本館を活用し「まごころぎやらりー」を開催していきます。また最終日には講師を招き講演を行いくすの木園の更なる地域浸透を目指します。
- (4) リニューアルしたホームページを活用して、くすの木園の新鮮な情報を発信してきます。
- (5) くすの木園のトレードマークが、地域に浸透していくように活用法を検討していきます。
- (6) 年に2回土曜日（7月の第1土曜日及び11月の第3土曜日）を現在の希望者から通常の開園日とし、活動内容を検討していきます。
- (7) 社会福祉法人宗像会の将来計画の中で隣接地の有効な活用方法を検討していきます。

IV 利用者の支援及び特定相談支援事業

1. 利用者支援の基本方針について

- (1) 利用者が愛に包まれ、真に幸せを感じる園づくりを行います。
- (2) 園は、利用者の自立の場として、生活自立の場、福祉的就労の場、一般企業等への就労の促進の場を目指し、生きがい追求の場として支援します。
- (3) 園は、地域のバックアップで設立された経緯を踏まえ、地域の福祉分野の中核となるよう努めます。
- (4) 重度、重複、高齢化が進む利用者の現状に対応できるよう環境整備を行います。
- (5) 支援員は、福祉専門職として、資質の向上に努め、利用者のニーズに合わせた事業の企画などを立案し的確なサービスを行います。

以上の基本方針の下に、くすの木園利用者、宗像市在住の他事業所利用者及び各支援学校卒業者を対象として依頼のあったサービス等利用計画書の作成を行っています。

特に、サービス利用計画書の作成については本館内に、相談室を常設し、あらゆる障害を持った利用者や家族が「こうありたい・このような生活がしたい」と思う生き方が実現できるよう一緒に考え利用者の持つ力を最大限に発揮できるよう支援しま

す。また、保護者さんの皆さんには、くすの木園の中のサービス、その他、福祉サービスに関することが何時でも相談できるよう体制を整えています。

(6) 給食サービスの提供について

調理等の給食業務については、平成18年6月1日から給食専門業者に委託していますが、職員及び業者を構成員とする「くすの木園給食運営委員会」を設置し、献立に関する事項及び運営上の諸問題について協議・検討し、提供してまいります。

① 給食サービスの提供に関して次の事項を重点に取り組みます。

- ・利用者の皆様に喜んでもらえる献立の工夫
- ・健康面に配慮し、適正な量での提供
- ・仲間とともに食べる喜びとともに食事のマナーの向上
- ・行事食など季節感を取り入れ、感受性を育てる工夫
- ・咀嚼力を高める支援
- ・個々に応じた刻み食、切り込み等食べやすい形での提供や見守り支援

② 給食運営委員会を実施します。

③ 食品安全衛生管理に努めます。

2. 支援事業

テーマに沿ってより特徴ある事業を展開していきます。

(1) 就労継続支援B型事業

● ハートワーク班

☆ テーマ:【安全に心がけ、個々の個性を伸ばしながら安心できる生産活動を行う。
さらに、日々の体調管理に努める。】

目 標

生産活動を基本として、個々の能力、体力にあった作業技術、能力の向上、維持を図り、達成感、働く喜びを感じられるように支援します。

また、挨拶、清掃、買い物、調理等の訓練による社会性の向上、自立の向上を目指します。

作業内容

①椎茸栽培、②アルミ缶潰し、③セラシート作業、④公園清掃、⑤除草作業⑥ミニ門松製作、⑦乾燥野菜作り（人参・ごぼうのささがき・乾燥野菜の袋詰め）、⑧無人店舗清掃作業、⑨リサイクル作業

訓練・支援内容

- ① 生産活動を通じ、個々の作業技術及び能力の向上を目指します。
- ② 毎朝のミーティングを通して挨拶の訓練及び話を聞く訓練を行います。
- ③ ラジオ体操を行う時間を設け、健康維持に努めます。
- ④ 年4回の園外での買い物実習を行い、自己で金銭を扱う機会を設けていきます。
また、内1～2回程度の買い物実習と併せ購入した材料を使い、自主製品作業

棟B、Cで調理訓練を行います。

- ⑤ 小銭、お札の模造品を使い、金銭を理解する勉強の時間を設けて行きます。
- ⑥ 定期的な販売会に出向き、コミュニケーション能力の向上を図ります。
- ⑦ 園外作業で地域との交流を通じて挨拶能力及び社会性の向上を図ります。
- ⑧ 自主製品作業棟をグループ毎に分かれ、毎日の清掃に取り組みます。また、写真等を用いた「掃除の手順書」を活用しながら掃除道具が上手に使えるように訓練を行います。
- ⑨ 椎茸の加工食品や小物等の自主製品を含め、室内で出来る作業開拓に取り組んでいきます。

● フロンティア班

☆ テーマ：【健康維持に留意し、まじめに安心安全なパン作りを行う。】

目 標

- ・毎日、元気にパン作りやリサイクル作業を行っていくために、健康維持に努めます。
- ・社会性を身につけることによって、自立を目指します。

作業内容

- ① パンや菓子の製造
- ② リサイクル作業（3週間に1週）
- ③ 必要に応じて園外実習等

訓練・支援内容

- ① 健康維持を図るために、毎日、体操や運動を実行します。
- ② 自立に向けて社会的なルールを身につけるため、余暇活動では公共機関を利用する活動を利用者と共に年3回企画します。
- ③ 定期的なパンの販売・配達を通して、社会性を学び、地域との交流を図ります。
- ④ 異物混入ゼロを目指し、利用者を中心にまじめに安心安全なパン作りを行います。
- ⑤ 必要に応じて、園外実習の取り組みや就業・生活支援センターやハローワークとの連携を取りながら就労支援を行います。
- ⑥ 就職後も定期的な職場訪問や園の行事等へ誘い、また必要に応じて連絡を取り定着支援を行っていきます。

(2) 生活介護支援事業

● ドリーム班

☆ テーマ：【個々を生かした愛にあふれるスマイル支援】

目 標

- ① 健康で楽しい生活が維持できるような園生活に努めます。
- ② リハビリ訓練・創作活動・生産活動のバランスを考えつつ、個性を大切に本人の生きがい、自立に繋がる体験をメニューに取り入れる工夫をします。
- ③ リハビリ訓練を通して身体機能の維持に努めます。

- ④ 創作活動を通じて自分が楽しみ、仲間と過ごす楽しさを知り、協力し合う力や連帯力を養うことに努めます。
- ⑤ 個々のニーズに合わせ自立訓練に努めます。
- ⑥ 生産活動に参加することで工賃を得る喜びを感じてもらい、作業を通して意欲・集中力・持続力を高めることに努めます。
- ⑦ 個々の健康管理・高齢化にも重点を置いたサービスに努めます。
- ⑧ 障がいの種別にかかわらず利用可能な支援・サービスに努めます。

活動内容

- ① リハビリ訓練
上下肢体操、歩行訓練、レクリエーション、学習（文字と数）
- ② 創作活動
工作、音楽、絵画、運動、リラックスタイム
- ③ 生産活動
菓子箱組立、箸入れ、ペーパーナプキン折り、歯科治療用ガーゼ折り、歯科カルテシールはがし、EMボカシ作り、DM入れ、健康玄米ニギニギ棒玄米入れ、セラシート作り、手芸品作り

訓練・支援内容

- ① 日常生活の支援とともに作業支援も行います。特に日常生活に関しては、家庭と連携し、相談を受けながら助言、支援を充実させます。
- ② リハビリ訓練ではOTによる週1回の身体機能訓練に加えて、月に1回の文字・数の取り組みを充実させます。
- ③ グループに分かれての創作活動を充実させます。
- ④ 余暇活動として、室内レクリエーション・DVD鑑賞・読み聞かせを適時に行います。
- ⑤ 毎朝のラジオ体操・わかめ体操・ストレッチ体操やウォーキングで健康維持に努めます。
- ⑥ 季節感を取り入れた行事や外出等を行います。
(花見、七夕、紅葉狩り、節分等)
- ⑦ 個別の自立訓練をリハビリ訓練と連携しながら適時行います。
(お金の学習、手先の訓練、家事練習、数の概念の学習、文字の学習・発声練習等)
- ⑧ 個別の家庭学習にも家庭と協力して支援していきます。
- ⑨ 各々の健康管理のため、日常生活の支援(入浴・口腔衛生等)や血圧・体重測定を行います。

(3) 特定相談支援事業

- ☆ 障害者総合支援法により、障害福祉サービスを利用する全利用者が(知的・精神・身体・発達・難病等)サービス等利用計画書作成の対象となり、宗像市においても相談支援体制の強化が図られています。

くすの木園では、このような市の要請に呼応し平成25年の4月より宗像市特定相談支援事業を立ち上げました。更に平成27年3月から専任の非常勤職員1名を配置し、常勤1名・非常勤1名の計2名体制で業務を行っています。

現在、くすの木園利用者、宗像市、福津市在住で他事業所の利用者及び各支援学校からの依頼を受け計画相談支援及び基本相談支援事業を行っています。

くすの木園の本館内に相談室を設置し、すべてのサービス等利用計画書を適宜、的確に作成し利用者やご家族が「こうありたい・このような生活がしたい」と思う生き方が実現できるよう一緒に考え利用者の持つ力を最大限に発揮できるよう支援します。

また、平成28年9月から利便性の良い東郷駅に隣接された「Cocokara ひのさと」を利用し、月1回「出張相談室」を開催しています。これにより、より広く充実した相談体制が可能となっています。

【 業務内容 】

計画相談支援

- ① サービス利用支援（サービス等利用計画書の作成）
- ② 継続サービス利用支援（モニタリングの実施）

基本相談支援

- ① 障害者本人や保護者からの相談に適宜・的確に対応できる体制の強化

3. 社会参加促進事業について

通所生活に潤いと変化をもたらすために、スポーツ・芸術文化活動・レクリエーション等を行うことにより、教養や情操を高めること及び、喜び、楽しさまた、健康維持と健康促進などを目的に種々の行事を行います。

その主なものは次のとおりです。

- ・ 4月（遠足）
- ・ 6月（4施設親善スポーツ大会・ナイスハート運動会）
- ・ 9月（日帰り旅行）
- ・ 12月（観劇会、餅つき大会）・ 1月（新春の集い・利用者、保護者、職員）
- ・ 月1回ヨガ及びクラブ活動（ドライブ、カラオケ、水泳、太鼓、ウォーキング、調理、ストレッチ・ダンス・体操）

4. 緊急家庭支援システムについて（平日・休日預かり）

当園独自の取り組みとして、保護者が仕事や病気等により家庭において一時的に利用者の世話が出来ない状況にあるときは、他の福祉施策を利用するまでの間、次の条件で支援します。

- (1) 支援理由： 病気、出産、事故、災害、失踪、外出、転勤、付添い看護等
- (2) 支援員： 生活支援員等

- (3) 利用時間： (平日・17:00~20:00) (休日 8:00~20:00)
- (4) 利用料 施設使用料 1日 300円
- (5) 支援料 1時間 700円
- (6) 食事代 実費(500円程度)

5. 健康（危機）管理

施設やホームにおいて食中毒、感染症、医薬品、飲料水、その他何らかの原因により生じる利用者の健康被害の発生予防には、細心の注意を払うとともに、また、重大な健康被害が発生した場合には健康危機管理マニュアルに基づき各関係機関との連携を図りながら拡大防止、治療等に関する処置を迅速かつ適切に行ないます。

また、看護師2名を各日ごとに配置し健康維持対策と緊急事態に即応したAED導入による取り扱い研修や消防署の救急救命講習会にも職員を積極的に参加させ緊急時の対処策を講じております。

特に、利用者の加齢による体力低下などによる疾病を予防するため、主治医、嘱託医、家庭との連携を密にし、毎日の手洗い消毒・うがいの徹底や検温をはじめ適宜に検尿や血圧測定を実施し健康管理に努めます。

平成28年度からは、生活介護の利用者に対して、主治医の内科検診を3カ月に1回実施しています。

くすくすホームでは、保健師（1名）・看護師（1名）を配置し健康メディカルチェックを毎週水曜日に実施するとともに、月1回の尿検査を実行し定期健康診断でも多かった生活習慣病の健康診断やカロリーコントロール食を導入し速やかに体質の改善を図るとともに、病気の予防と早期発見に努めています。

特に血圧の高い利用者は園の看護師と連携して見守っています。

なお、当園においては、次の検診を実施します。

- (1) 定期健康診断(9月)
- (2) 嘱託医による内科検診・健康診断(3月)
- (3) 宗像歯科医師会による歯科検診(10月)
- (4) くすくすホームでの健康メディカルチェックと健康相談

6. 安全対策について

施設の運営上、利用者の安全対策は不可欠です。このため、日頃から利用者の行動等には十分注意を払うとともに、施設設備及び器具、什器や危険箇所の安全点検を実施します。

また、年2回（11月と2月に宗像地区消防本部職員による指導）の避難訓練と火災及び地震の防災講習及び自動車の始業点検や毎月1回の整備点検を実施しています。

特に宗像署と宗像交通安全協会の協力により、交通安全教室を年に1回実施することになりました。

毎月第1金曜日には、車の洗車の実行及び安全運転の徹底と啓発並びに施設内の安全な管理運営に伴う、緊急連絡網の整備等安全対策上の必要な措置を講ずるとともに、利用者

及び職員の危機管理意識と、運転手等には飲酒運転撲滅などを促し安全運転業務の徹底を図ります。

くすくすホームでは、夜間の地震・火災を想定した夜間訓練や消火器の取り扱いについて、世話人や夜間支援員との連携が取れるよう避難訓練を実施します。

特に、平成26年1月に導入した最新式のスプリンクラー、自動火災通報装置及び自動火災報知器や一部強化ガラスなどの防火対策で利用者の安全と安心が可能な居住環境の確保を担保することができました。

また、くすくすホームでは、来訪者確認のテレビモニターの設置や警備保障会社による防犯通報システム、センサーライトなどの防犯対策を行っています。

宗像市とは災害発生における福祉避難所の設置運営に関する協定を平成24年12月28日に取り交わし災害発生時の要援護者等の日常生活に支障がないよう宗像市の災害対策に協力しています。

V グループホーム(くすくすホーム)の運営について

ホームの運営にあたっては、社会福祉法人宗像会運営規程、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス(共同生活援助)事業所くすくすホーム運営規程、短期入所(ショートステイ)くすくすの木園運営規程、くすくすホーム世話人行動指針及びくすくすホーム夜間支援従事者の配置等を通じて利用者の安全や人権を遵守して共同生活援助事業の円滑かつ適正な運営に努めます。

特に、ショートステイでは保護者の緊急時の対応として、利用者及び保護者が安心して利用できるように努めます。

また、くすくすホーム運営委員会においては、よりよい環境のもとで利用者が満足した生活が出来るように関係保護者と協議を重ね、意義ある会の運営に努めます。なお、利用者の自立の場、個人生活の場も考慮した支援計画を作成し支援をします。

VI 地域福祉の推進

施設設立の経緯を踏まえ、地域福祉の中核となるよう努め、その一環として次の事業を行います。

1. 日中一時支援事業の受託について

障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月1日より通所施設の短期入所事業は、日中一時支援事業(地域生活援助事業)として、市町村事業に再編されました。現在、宗像市及び福津市とあらかじめ委託契約を締結して、委託に基づき高等部の夏・冬休みを中心に利用者を受け入れています。

施設利用につきましては、実施要綱、委託契約等に留意して事業目的に沿って適正に運営をしていきます。

2. 実習生、見学者の受け入れについて

将来の福祉の担い手を育成する使命もあり毎年各大学校や福祉従事者養成機関、市外からの普通学校、特別支援学校関係者、宗寿園ケアスクール、市内中学校等の職場体験や宗像市ボランティアセンター研修などの実習生や見学者を受け入れていますが、今年度も研修の実施機関として、また、福祉に関する啓発施設としての使命を果たしたいと考えています。

3. ボランティアとの交流について

生活自立支援・作業自立支援や行事等、余暇活動を安心して実施するうえで、ボランティアの皆さんの果たす役割は大きいものです。

利用者さんと日頃の生活を通してふれあえるよう平成28年8月から毎月第4月曜日をボランティアさんの日として実施しています。

また、多方面からのボランティアの受け入れも積極的に呼び掛けるとともに、宗像市ボランティアセンターとの連携を大切に地域との交流も積極的に図ります。

4. 地域との交流について

(1) 地域に信頼され、開かれた施設として、また、地域福祉に貢献する施設としてその役割を果たすことは施設の使命です。このため行事等の機会を通し生産製品の販売、購入の協力をします。

(2) 施設行事（餅つき大会等）への案内をします。

(3) クリーンアップ宗像運動への参加をします。

(4) 地域の清掃活動の実施に協力します。

利用者の家族、ボランティアや地域住民の多くの皆さんが、施設の行事などに関わっていただき地域に開かれた施設運営を行うことで、多くの皆さんの目で利用者を見守って頂くことで、防犯体制の強化にもなることから、今後も地域とのつながりを大切にしていきます。

Ⅶ 保護者との連携

1. 目的：園に対する円滑な運営に資するため、助言及び援助をします。

2. 事業：総会への参加や運動会、餅つき大会、新春の集いなどへ多くの保護者の参加をいただき、保護者会との連携を深めていきます。

平成29年度 くすの木園 リハビリ計画書

本年度からリハビリ活動を週2回に増やし、活動内容を充実させていきます。

リハビリ活動は火曜日と金曜日に実施します。

火曜日は、従来の様に体操とレクリエーションを行いながら、数の認識や社会性が身に付くようにグループでの訓練を実施します。

金曜日は、少人数のグループで数や文字の学習、姿勢の改善の訓練等を行います。

火曜日のリハビリ訓練（身体能力に応じた班分け）

- ・くり、かき、うめのグループ編成で活動を行う。
- ・それぞれのグループの能力に応じた活動内容を取り入れる。
- ・最初の30分間は、リハビリ体操を行う。
- ・最後の30分間は、レクリエーションを中心としながら、数の認識等の応用を行う。
- ・あいさつ当番の利用者に、今日の日付とお天気を聞いて、そのカードを選んでもらう。
- ・ジャンケンの勝敗を1ヶ月継続して教える。
- ・かきグループ及びうめグループは当番で、前で体操をしてもらう。

① くりグループ

- ・あいさつ当番
- ・ジャンケンを行い、手指の形をつくる。
- ・上肢運動 [エンヤ]
- ・下肢運動 [さんぽ] 1曲にまとめる。
- ・足踏み 10回を2セット行う。この時、数を数える事を教える。
- ・バランス訓練 …… 開眼で片足上げ交互に10秒ずつ行う。この時も数を数える。
足関節の運動〔椅子をもって行う。〕
- ・棒体操 …… 動きの真似をする。

② かきグループ

- ・あいさつ当番
本年度から、あいさつ当番が前で挨拶をした後、前に残って体操及び号令をかける役を行う。
- ・ジャンケンを行い、勝敗の認識の訓練
- ・上肢運動 …… くりグループと同様
- ・下肢運動 …… くりグループと同様
- ・足踏み 10回を3セット行う。この時、数を数える。
- ・バランス訓練 …… くりグループと同様
- ・棒体操 …… 手関節の運動の指導を行う。

③ うめグループ

- ・あいさつ当番 …… かきグループと同様
- ・ジャンケンを行い、勝敗の認識の訓練
- ・上肢運動 …… くりグループと同様
- ・下肢運動 …… くりグループと同様
- ・足踏み 20回を3セット行う。
- ・バランス訓練 …… くりグループと同様
- ・棒体操

レクリエーションの内容は、お手玉やボールを使い、工夫し飽きないような内容を考えている。

年間計画（全員参加）

全員参加し、協調性や社会性を養う目的で実施する。

- 1月 …… パターゴルフ大会
- 3月 …… お楽しみ会（保護者参加）
- 4月 …… 体力測定
- 5月 …… 風船バレー大会
- 7月 …… 卓球バレー大会（保護者参加）
- 9月 …… 体力測定

金曜日の内容（学習能力に応じた班分け）

学習（数、文字）を取り入れ、個人の能力を見極めながら指導を行う。

ただし、個人指導が困難な方は、グループで行う。

事前に個人の能力を把握して、「ねこ」、「くま」、「いぬ」の3グループに分け、さらに小さな7のグループ編成（3～4名）を作り、そのグループを基に実施していくが、利用者が集中力に欠けたりストレスを感じていると判断したときは、グループを変更しながら進めていく。

午前に3グループ ねこグループ 1. 2. 3

午後に集団グループ くまグループ

3グループ いぬグループ 1. 2. 3

内容は、個々に応じた計画で行う。

平成 29 年度

事業計画書

社会福祉法人宗像会

平成 29 年度

予 算 書

社会福祉法人宗像会